

監 査 報 告 書

2025 年 6 月 2 日

神戸市公立大学法人
理事長 武田 廣 様

神戸市公立大学法人

監 事 福元俊介

監 事 科 田 由 可

私たちは、地方独立行政法人法第13条第4項から第6項の規定に基づき、神戸市公立大学法人の2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たちは、理事会に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、理事長、会計監査人や各部門責任者から業務の運営や処理状況を聴取し、書面、証憑書類の査閲によりこれを確かめました。財産の状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準のうち、私たちが必要と認めた監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

(1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、純資産の変動状況及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。

会計監査人である監査法人プレンプションの監査の方法及び結果は、相当であると認める。

(2) 理事長・理事の業務執行に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実とは認められない。

(3) 公的研究費における内部監査は、適正に行われているものと認める。

以上